

様式 4

令和 2 年度第 4 回
富士見市介護保険事業推進委員会
議事録

日 時	令和 2 年 9 月 2 4 日 (木)					開会 午後 1 時 3 0 分 閉会 午後 3 時 3 0 分
場 所	富士見市役所 1 階 全員協議会室					
出席者	委 員	奥村会長	日鼻副会長	鳥羽委員	渋谷委員	武長委員
		○	○	欠	○	欠
		谷澤委員	前田委員	熊木委員	古内委員	小寺委員
		○	○	○	○	○
		佐々木委員	井山委員			
		○	○			
	関係者	高齢者あんしん相談センターむさしの 管理者 勇美 " ふじみ苑 管理者 市川 " えぶりわん鶴瀬 Nisi 管理者 田代 " みずほ苑 管理者 橋本 " ひだまりの庭むさしの 管理者 土川				
事務局	健康福祉部 鈴木部長 高齢者福祉課 宮嶋課長、長谷部副課長、新山副課長、 飯塚係長、神谷係長、内田主査、鶴田主任 健康増進センター 望月所長、平係長 福祉課 渋谷主任					
公開・非公開	公開 (傍聴者なし)					

<p style="text-align: center;">議 題</p>	<p>(1) 令和元年度各高齢者あんしん相談センター活動実績報告及び決算報告について</p> <p>(2) 第8期高齢者保健福祉計画策定に向けた現状分析について</p> <p>①日常生活圏域に関することについて</p> <p>②地域包括支援センターに関することについて</p> <p>③地域ケア会議に関することについて</p> <p>④高齢者の住まいに関することについて</p> <p>⑤災害や感染症対策に係る体制整備に関することについて</p> <p>⑥成年後見制度利用促進基本計画（骨子）について</p> <p>⑦その他検討が必要と思われる事項について</p> <p>(3) 第8期計画の策定に向けた意見書の回答について</p> <p>(4) 第8期計画の体系・骨子（案）の検討について</p> <p>(5) その他</p>
<p>議 事 内 容</p>	
<p>1 開会</p> <p>・委員長より開会のあいさつ</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 令和元年度各高齢者あんしん相談センター活動実績報告及び決算報告について</p> <p>・資料1に基づき、各高齢者あんしん相談センター管理者から活動実績報告及び地域ケア会議報告、決算報告について説明。</p> <p><質 疑></p> <p>委 員：地域ケア圏域会議は、会議ごとに今後の課題がそれぞれまとめてあるが、その後の課題の検討はどのように行っているのか。</p> <p>管理者：今後の課題を掘り下げ、地域づくりや地域資源の開発、政策形成等につながるようにしていきたいと考えているが、そこまでに至っていないところが課題であると感じています。しかし、会議を通して医師や薬剤師、町会長や民生委員等の地域の関係者、ケアマネ、福祉や医療の関係者、行政関係者等と地域課題を情報共有でき、検討することができる地域ケア圏域会議は、地域のネットワーク構築につながっており、多職種や関係者の方々の意見や助言も参考になり、連携も図りやすくなっていると感じています。地域ケア圏域会議で取上げる内容も、介護予防の取組み、認知症高齢者や独居高齢者等の支援、災害時の地域体制、孤独死や終活に関する事など多岐にわたり、圏域ごとの特性が表れていると思いますので、そういう点を活かしながら地域課題を掘り下げて検討していけるよう、評価をしながら取組んでいきたいと考えています。</p>	

事務局：会議開催に向けて、高齢者あんしん相談センターによる地域課題・検討内容の選定、参加者の調整等のプロセスがとても重要であると感じているとともに、関係者の共通認識や情報共有につながっている点がとても意義があると感じています。委員ご指摘のとおり、現状として地域づくりや地域資源の開発、政策形成等につながっていないのが本市の課題であると認識しています。様々な地域課題を解決するためには実効性のある方策が必要であると考えていますが、担当課だけで解決できない困難な問題等が多々あり、地域課題の解決には相当な時間を要する場合があります。より一層、関係各課や関係機関と協議を深めながら、解決に向けて努めていきたいと考えています。

委員：地域ケア圏域会議で話し合った内容を政策形成につなげていくのはとても大変だと思うが、その手法は考えているのか。

事務局：地域ケア圏域会議は、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につながることを目的に開催していますが、地域に共通した課題を浮き彫りにすることは出来ていても、資源開発や地域づくり、政策形成にはつながっていない点や、その手法が十分にできていないのが課題です。資源開発や地域づくり、政策形成につなげていくには、より多くの関係各課や関係機関、関係者の協力や連携が必要です。担当課として調整しながら、地域課題を解決していく方策を導き出せるよう検討していきます。

委員：第5圏域の圏域会議では、孤独死に関する内容を議論しているが、高齢者あんしん相談センターだけでは対応は難しいと思う。孤独死の内容を圏域会議で行うこととした理由や会議参加者の選定など、どのような経緯があったのか。またどのような議論がされたのか。

管理者：令和元年9月に行われた圏域会議は、「地域での高齢者の見守りについて」ということで、水谷東地域で起きた孤独死の事例をもとに高齢者を孤立させないように地域等で出来る見守りについて、地域の方や関係者と議論を行うため開催しました。会議参加者の選定については、事例を踏まえて、警察や消防の職員、町会長や民生委員、まちづくり協議会など地域の関係者、新聞配達や宅配弁当の事業者等にお声掛けをしました。都合が合わずに欠席の方もいましたが、警察や消防の職員から助言があったり、地域で行われている現状の見守り体制について再確認できたり、活発な議論がされたところです。こういう事例の場合、近隣住民から高齢者の方の様子が心配である、配達員等からポストに新聞が溜まっている、昨日宅配した弁当が食べていない等との連絡が来ることが多いですが、高齢者あんしん相談センターや高齢者福祉課、関係機関等に本人の情報があるかないかによって対応の仕方も変わってきます。市と相談しながら状況を判断し、必要があれば警察や消防に通報し早期に対応していただくことで、室内で倒れていたところを救助できる場合もありますし、亡くなっている場合もあります。今回の事例のようなことが起きないことが望ましいですが、事例の高齢者のように地域との関わりを望まない高齢者への見守りや支援の難しさは多々ありますので、今後の課題となりました。孤独死の問題については、高齢者あんしん相談センターがどこまで関われるかと限界を感じることもありますが、地域の方や関係者、関係機関とつながりを持って、

出来る範囲で情報共有しながら対応していくことが重要であると感じていますので、今後も連携を図っていきたいと思っています。

事務局：近隣住民や民生委員等から地域の高齢者が心配である等の一報の連絡が高齢者あんしん相談センターに届くことが多くなっています。これは、各センターが積極的に地域のネットワーク構築をすすめ、日々の活動を通じてセンターの周知も行ってきていることによるものと感じています。また、高齢者を見守り孤立させないようにする取組みとしては、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の生活状況の実態把握をするため担当する地域ごとにセンター職員が訪問等を行ったり、高齢者福祉課の非常勤職員の看護師がサービスや医療につながっていない一人暮らしの認知症高齢者等を対象に定期的に見守り訪問を行っていますので、関係各課や関係機関と連携しながら様々な取組みを通じて対応していきたいと考えています。また、市の配食サービス利用による安否確認や緊急時連絡システムの活用等により早期対応につながることもありますので、必要な時に適切な支援ができるよう引続き連携を図っていきたいと思います。

委員：配食サービスの実績はどれくらいか。

事務局：前回会議の資料 3-1 のとおりですが、令和元年度の実績は実人数が 98 人、平成 30 年度の実績は実人数が 102 人でした。

(2) 第 8 期高齢者保健福祉計画策定に向けた現状分析について

- ① 日常生活圏域に関することについて
- ・事務局より資料 2 に沿って説明。

質疑なし

- ② 地域包括支援センターに関することについて
- ・事務局より資料 3-1、3-2、3-3 に沿って説明。

質疑なし

- ③ 地域ケア会議に関することについて
- ・事務局より資料 4 に沿って説明。

質疑なし

- ④ 高齢者の住まいに関することについて
- ・事務局より資料 5 に沿って説明。

< 質 疑 >

委員：有料老人ホームの指定や許認可権限については、市ではなく県で行っているのか。また、有料老人ホームの整備についての市の見解は。

事務局：埼玉県が有料老人ホームの指定や許認可権限をもっており、新たに有料老人ホームを富士見市に整備したいという事業者があった場合には、県との協議が必要となります。施設整備については、県から市としての意見を求められますので、支障の有無を回答することで市としての有料老人ホームの施設整備についての見解を示すことができます。第8期計画期間中の整備は今のところ考えていませんが、事業所から相談があった時には県と連携しながら、計画的な施設整備に努めていきます。

委員：資料5の説明の中で、サービス付き高齢者向け住宅が閉所したとの報告があったが、なぜ閉所してしまったのか。理由が分かれば教えてほしい。

事務局：サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談のサービスを提供する住宅であり、県に登録が必要となります。閉所が分かった際に県に問合せましたが県も理由は分かりませんでした。市に入居者から閉所するらしいとの情報提供があった際に現場確認しましたが、既に閉所されてしまった状況でしたので、閉所の理由は分かりません。

委員：介護医療院は、高齢者向け住宅の一つではないのか。

事務局：介護医療院は介護保険法による施設であり、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、日常的な医学管理や看取り、ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設ですので、資料5のような高齢者向けの住宅ではなく、介護保険施設になります。

⑤ 災害や感染症対策に係る体制整備に関することについて

・事務局より資料6に沿って説明。

<質 疑>

委員：災害や感染症対策の計画については、介護保険施設や事業所ごとに定めているのか。

事務局：非常災害対策については、火災、地震、水害等の計画を立てており、定期的に避難訓練を実施していただいています。水害時に浸水が想定される区域内にある介護保険施設や事業所については、避難確保計画も作成しています。また、感染症対策は衛生管理に関するマニュアル等を介護保険施設や事業所ごとに作成し、対策に努めていただいています。

委員：町会や地域で開催される防災訓練の際には、避難行動要支援者の対応についての訓練をすることがあまりない。有事の際には町会や民生委員や地域の関係者がまずは対応することになると思うが、実際の災害時にはみんな慌ててしまうと思う。こういう場合、市はどう対応してくれるのか。

事務局：町会や地域の防災訓練等の際に実践的なシミュレーションを行っている地域もあると聞いていますが、実際の災害時には個別計画に基づき避難行動要支援者の方をいち早く安全な場所に避難できるよう対応していただくことが重要と認識しています。町会や民生委員、地域の方々等の協力があってのことであり、避難行動要支援者

の登録情報の共有・活用をさせていただきながら、実際の災害時にはその時々状況の的確に把握しながら連携して対応できたらと考えています。また、地域の共助だけでは支援が難しい方につきましては、迅速な対応ができるように連携しながら情報共有していけたらと考えています。緊急時の情報伝達や避難誘導、安否確認等の支援活動がよりスムーズに行われるような体制づくりをすすめるため、地域の関係者や災害対策の担当課とともに災害時の安否確認や情報共有、早期避難等の共助体制の確立をすすめていきます。

委員：新型コロナウイルス感染症の影響により密になりやすい避難所への避難が難しくなった点から、実際の災害時には福祉避難所の早期開設を検討すべきであると考えているが、いかがか。

事務局：福祉避難所は、一般の避難所での避難状態が厳しく、特別の介護が必要な避難者を対象とし、移送する施設として指定避難所に次ぐ二次避難所となっていることから、災害発生時に避難をされる場合には、まず開設された指定避難所へ避難をしていただくこととなっています。避難行動要支援者等の介護等の特別な配慮が必要な方がいる場合には、福祉避難所となる施設へベッドの空き状況や受入れの可否を確認した上で、災害対策本部により福祉避難所の開設の判断をさせていただくこととなっていますので、ご理解いただきたい。

⑥ 成年後見制度利用促進基本計画（骨子）について

- ・事務局より資料7に沿って説明。

< 質 疑 >

委員：成年後見制度利用促進基本計画の策定期間については、いつぐらいを予定しているのか。

事務局：令和3年度からの計画として策定しますので、令和3年3月になります。

(3) 第8期計画の策定に向けた意見書の回答について

- ・事務局より資料8に沿って説明。

質疑なし

(4) 第8期計画の体系・骨子（案）の検討について

- ・事務局より資料9に沿って説明。

< 質 疑 >

委員：第8期計画の体系案の説明があったが、第7期計画との変更点は何か、教えてほしい。

事務局：大きな変更点はありませんが、第8期計画の基本方針を5つから4つに刷新しましたので、素案の作成の際には、4つの基本方針に沿った体系図に整理しながら個別の施策との結び付けが必要となります。また、国の基本指針で示されている第8期計画において記載を充実する事項を加える必要があることから、第7期計画のこれま

での取組み等の評価を踏まえ第8期計画に向けた課題を整理した
うえで、素案の個別施策をまとめていく予定です。すすめています。

委員：今後、内容の議論はどのようにしていくのか。

事務局：次回会議は10月下旬を予定しており、その際に第8期計画の素案
に対し委員の皆さんから意見をいただく予定です。

(5) その他

なし

3 閉会

- ・副委員長より閉会のあいさつ